


平成29年度 主な税制改正要望の概要

平成28年9月
厚生労働省 

目 次

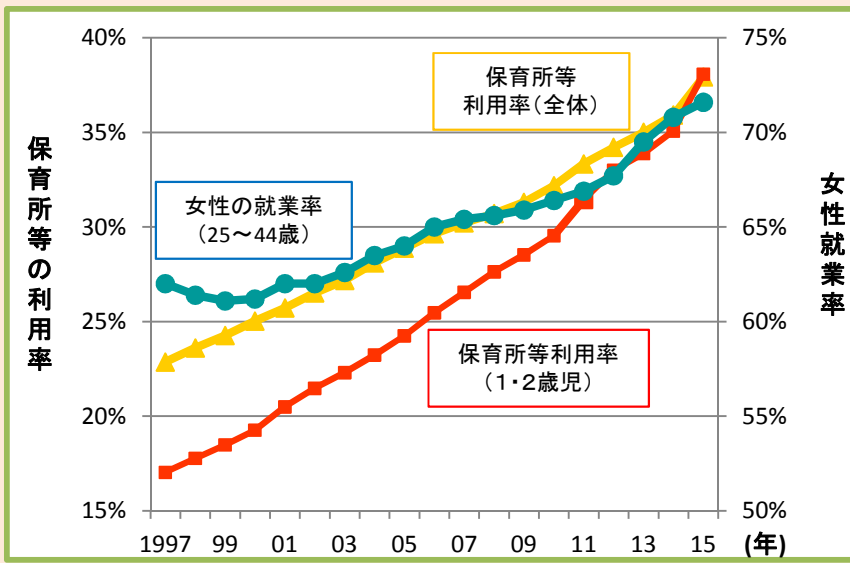
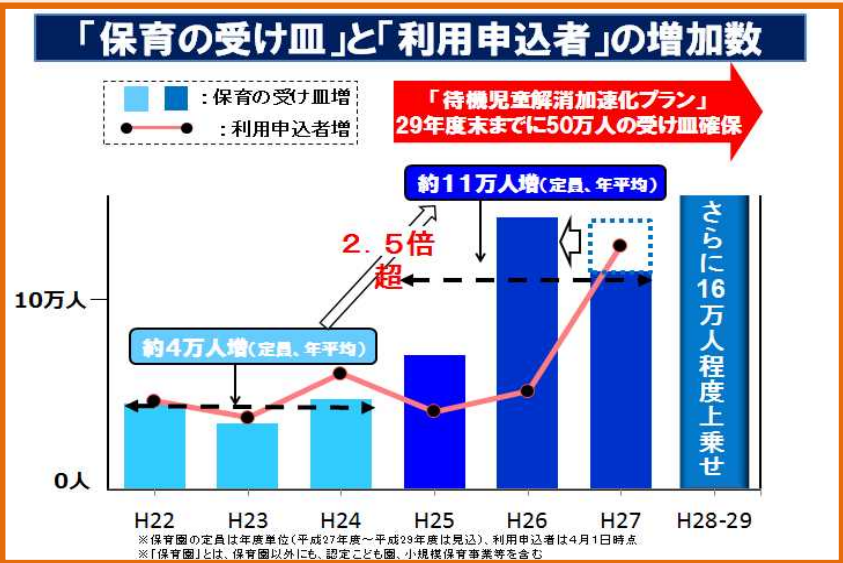
• 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置	1
• 子育て支援に要する費用にかかる税制措置の創設	2
• 医療に係る消費税の課税のあり方の検討	3
• 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	4
• 高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	5
• 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等	6
• 地域に必要な医療を担う医療機関の事業の継続に関する税制の創設	7
• かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の税制措置の創設	8
• 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ	9
• 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	10
• サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	11
• 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	12
• 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長等	13
• 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	14
• 公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金 に対する税制上の特例措置の創設	15

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

(相続税、贈与税、関税、都市計画税、不動産取得税、固定資産税、事業所税) (内閣府等と共同要望)

1. 現状

・政府にとって喫緊の課題である待機児童の解消について、女性の就労が拡大傾向にある現下の状況も踏まえ、保育所等の整備の促進に向けた対策の強化等を図ることとしており、それに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。



	待機児童数(H27.4.1)	
低年齢児(0～2歳児)	1万9,902人	(85.9%)
うち0歳児	3,266人	(14.1%)
うち1・2歳児	1万6,636人	(71.8%)
3歳以上児	3,265人	(14.1%)
全年齢児計	2万3,167人	(100%)

2. 要望内容

・自治体等からも土地利用等に関する税制優遇を求める声が上がっていることを踏まえ、土地の確保を円滑にすること等により保育所等の整備が促進されるよう、**保育所等の敷地として貸与されている土地を相続した場合又は贈与を受けた場合において、相続後も当該土地を引き続き一定期間保育所等に貸与すること等を要件に、相続税・贈与税を非課税とする。**

・企業主導型保育事業について、公費が入っているものの、制度上は認可外の保育施設の位置付けとなっており、認可保育所と同様な優遇税制が講じられていないことから、事業実施が促進されるよう、**企業主導型保育事業について、認可保育所並みの税制優遇を設ける。**

・現在、5人以下の事業所内保育事業については、固定資産税等の非課税措置が適用されず、課税標準が価格の2分の1とされるのみにとどまっていることから、小規模な事業所内保育事業の実施が促進されるよう、利用定員に関わらず、固定資産税等の非課税措置を拡大する。

1. 現状

- 現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を図っていくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点から重要である。労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、また、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度による保育等の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在する。
- このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高い。

2. 平成28年度与党税制改正大綱（抄）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

2 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組み

- (1) 少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直しに向けた検討
(略)

子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付も含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

3. 要望内容

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、**ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。**

1. 背景

- 社会保険診療については、消費税は非課税扱い。
- 消費税導入時（平成元年）、引上げ時（平成9年）に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。
- 税制抜本改革法（平成24年8月）、三党実務者合意（平成24年6月）により、8%引上げ時には、高額投資に係る消費税の負担について、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。
- 中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、平成26年4月の8%引上げ時に診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乘せすることで対応。
- 平成27年11月の分科会において、消費税率8%への引上げによる医療機関等の控除対象外消費税(3%)分については、診療報酬改定による対応により、マクロでは概ね補てんされているものの、補てん状況にはばらつきが見られることを確認。
- 10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。
- 平成28年6月に、平成29年4月に予定していた消費税率10%の引き上げは、平成31年10月まで延期するとの見解が示された。

2. 平成28年度与党税制改正大綱（抜粋）

<検討事項>

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

3. 要望内容

医療に係る消費税等の税制のあり方については、平成28年度税制改正大綱に基づき、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資等による仕入消費税額の負担が大きいとの指摘等も踏まえ、**平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。**

1. 現状及び要望の必要性

- 平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月以降、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定める「地域医療構想」を都道府県が順次策定しているところ。
- 今後、人口構造の変化等に対応し、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、「地域医療構想」に基づき、病床の機能分化・連携を進めていくこととされている。
- 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携など、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は着実に進めていく必要がある。
- 本特例措置の創設により、適切な医療提供体制の整備を推進する。

2. 要望内容

控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、**都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携などに資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。**

1. 現状

- 対象機器：取得価格500万円以上の高額な医療用機器
(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内のもの)
例：汎用超音波画像診断装置、汎用人工呼吸器、
放射線治療シミュレータ、閉鎖循環式麻酔システム、
全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）、
体外式結石破碎装置 等
- 適用期限：平成29年3月31日まで（2年間延長）
- 特別償却割合：取得価格の12%



2. 要望内容

医療保健業を営む個人又は法人が、**取得価格500万円以上の高額な医療用機器**（高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内のもの）**を取得した場合の特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。**

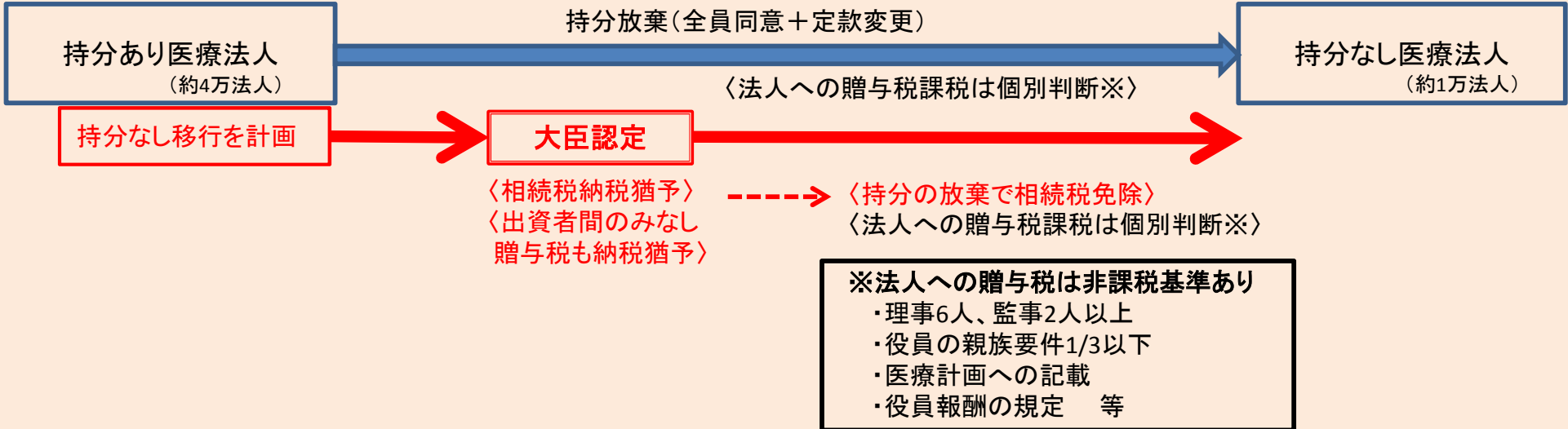
なお、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しを行うこととする。

1. 現状

○持分なし医療法人への移行計画の大臣認定を受け移行を進めている持分あり医療法人においては、出資者の死亡により相続が発生することなどがあっても、相続税の納税のために相続人から法人への相続持分の払戻し請求等を受けて移行計画の達成に支障が生じることのないよう、相続税等の猶予等を行う特例措置を講じており、計画的に移行を進める持分あり医療法人にとって、必要な支援措置となっている。

2. 現行制度

持分あり医療法人の持分を相続・遺贈により取得した場合等にその法人が大臣認定を受けた医療法人であるときは、これらの相続税等の納税を猶予（最大3年間）等する。（認定期間は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間）



2. 要望内容

- 持分なし医療法人への移行計画の認定期間は平成29年9月30日までであり、当該認定期間の延長を前提として、**「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」の適用期間について延長する。**
- 持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する際、出資者の持分の放棄による経済的利益の法人への帰属について、当該法人に対して贈与税が課税される場合があるが、**移行計画の認定を受けた法人については、円滑な移行促進のために法人への贈与税を非課税等とする。**

1. 現状

- 過疎地域、離島地域等といった地理的、自然的条件等に恵まれない地域においては、地域医療の確保はそもそも困難であるが、加えてこうした地域では都市部に先行して著しい人口減少が進んでおり、潜在的な患者数の減少も重なって、現在はこうした地域において必要とされる医療を提供している医療機関が、経営者のリタイアを契機に事業の廃止を選択する可能性が高くなっている。
- しかしながら、こうした条件不利地域における医療機関は、地域住民の生活に欠くことのできない存在であり、また一旦こうした医療機関が失われた場合、設置主体、医師をはじめとする医療従事者、必要な施設・設備を新たに用意するなど、失われた医療機関と同質の医療機能を確認することは、極めて困難である。
- このため、こうした地域において必要な医療を提供している医療機関については、相続等の機会に事業の廃止を選択することなく、事業の継続を図るよう支援することが、地域医療の確保の観点から必要となる。

2. 要望内容

地域医療の確保の観点から、**過疎地域、離島地域等において必要な医療を提供する医療機関（医療法人等）について、一定の期間の事業継続等を要件として、事業の継続に関する相続税、贈与税等の猶予等の措置を講ずる。**

1. 現状及び要望の必要性

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、病床の機能分化・連携を進め、国民一人一人が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、地域医療構想の推進、地域包括ケアシステムの構築、医科歯科を含めた多職種連携に取り組むこととされている。
- このため、
 - ・ 国民が地域で日常的な医療を受け、また、健康相談等ができるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及・定着が必要であるとともに
 - ・ 在宅で医療を受けられる体制を充実することが不可欠となっている。
- 本特例措置の創設により、地域において、患者の健康状態を継続的に診療していく診療所の普及を図ることができ、国民の健康増進・生活の質の向上を図り、更には医療提供体制の機能分化・連携に寄与する。

2. 要望内容

かかりつけ医若しくはかかりつけ歯科医としての診療体制又は在宅医療に必要な診療体制をとる診療所に係る不動産について、税制上の措置を創設する。

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

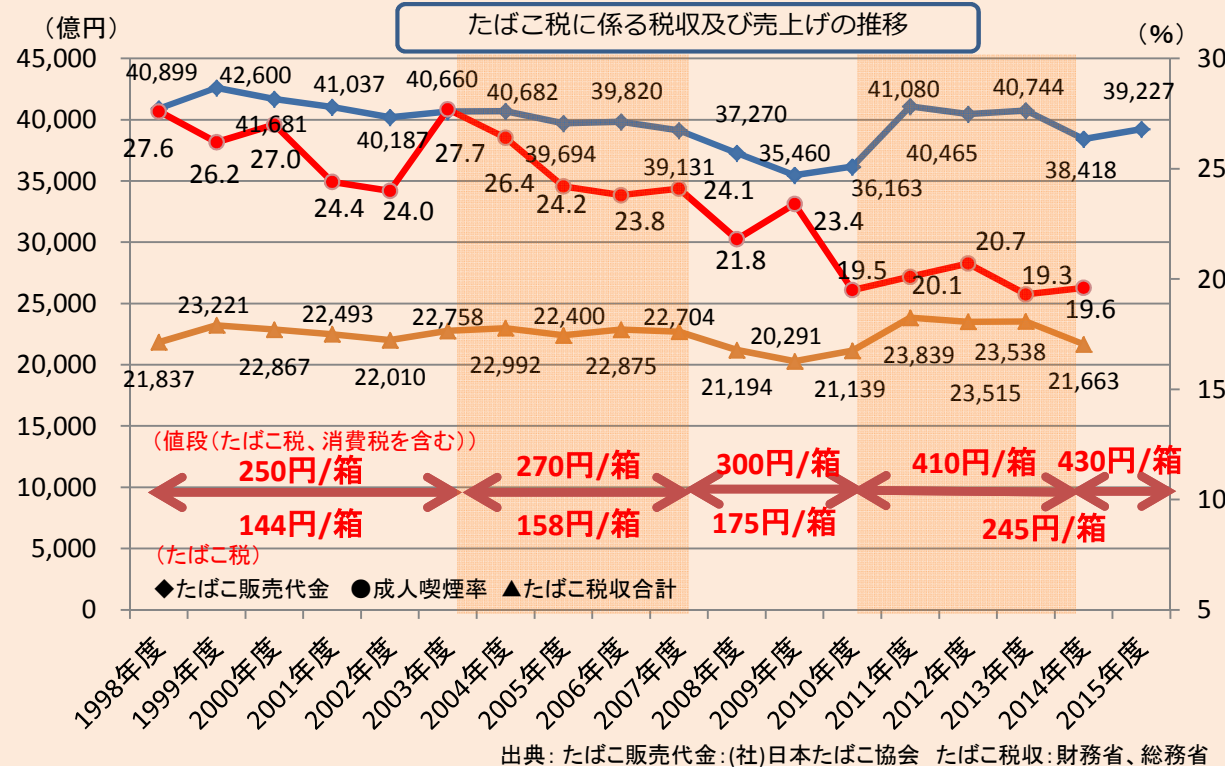
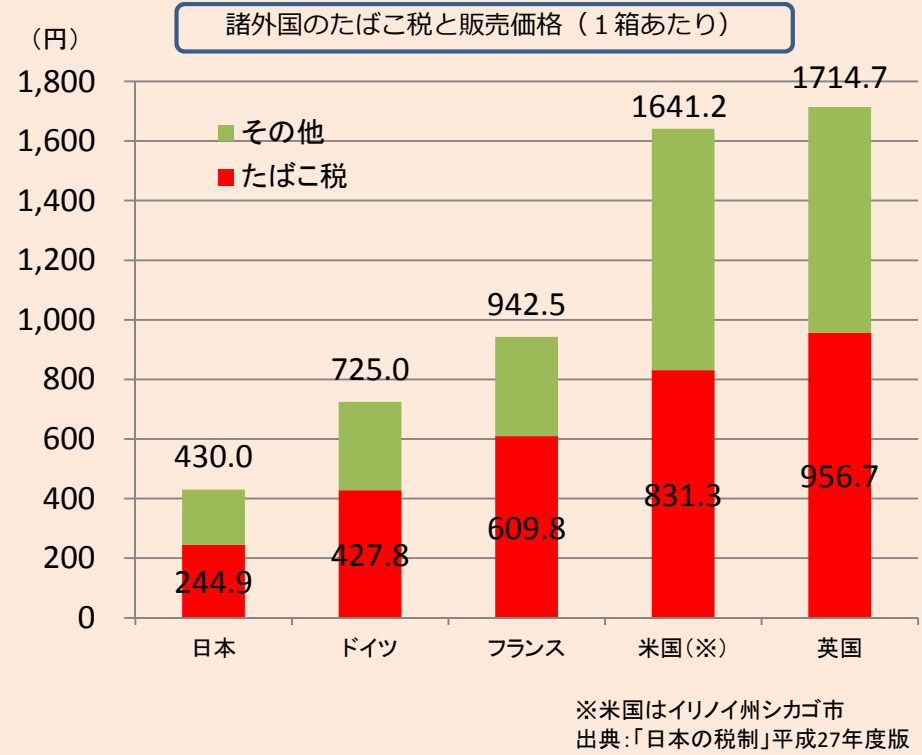
(たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税) (スポーツ庁と共同要望)

1. 要望の背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」の締約国として、たばこ対策の強力な推進が求められていること、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けてたばこフリー環境を目指す必要があること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することが必要。

2. 現状

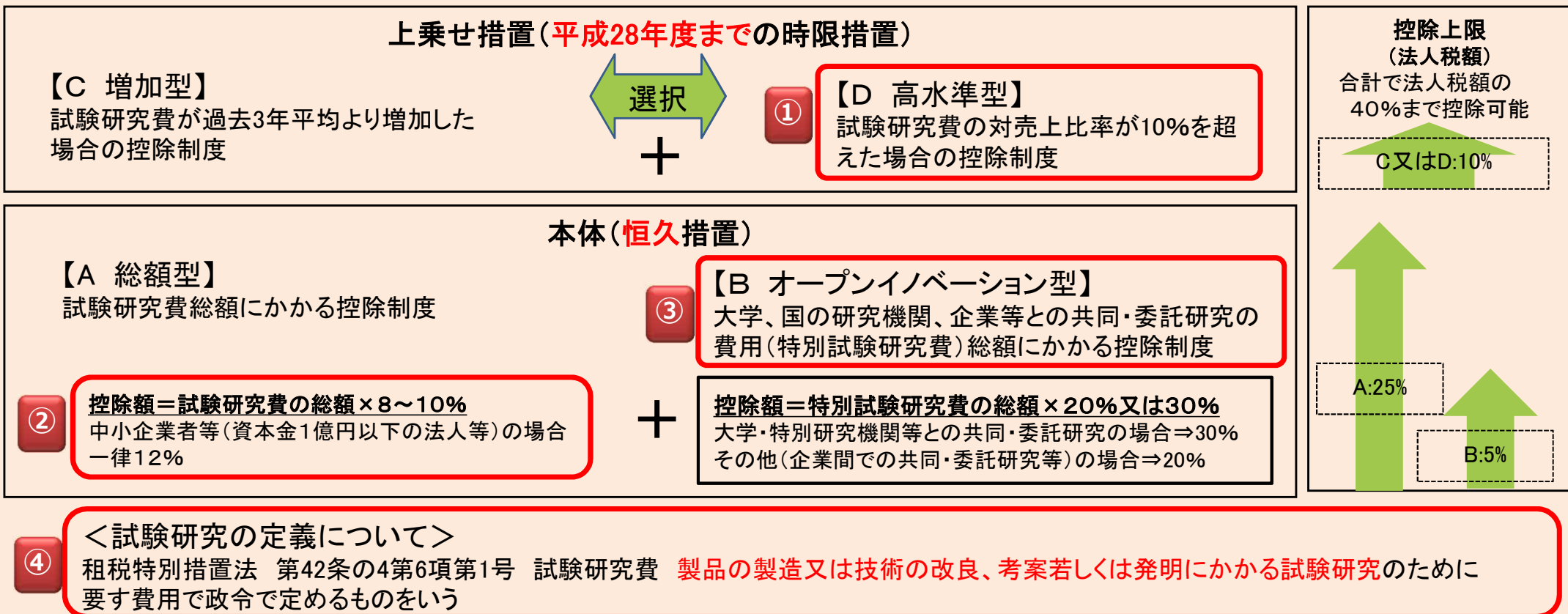
- 日本におけるたばこの税率や販売価格は、諸外国と比較して低い。
- 増税することで、喫煙率が下がる一方、たばこに係る税収や売上げは安定的に推移している。



3. 要望内容

- たばこの消費を抑制するため、**たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ**を要望する。

1. 現行制度



2. 要望内容

我が国の成長の源泉である研究開発投資の拡大を一層加速化させるため、研究開発税制を真にイノベーション創出に資する制度とすべく次のとおり延長・拡充を行う。

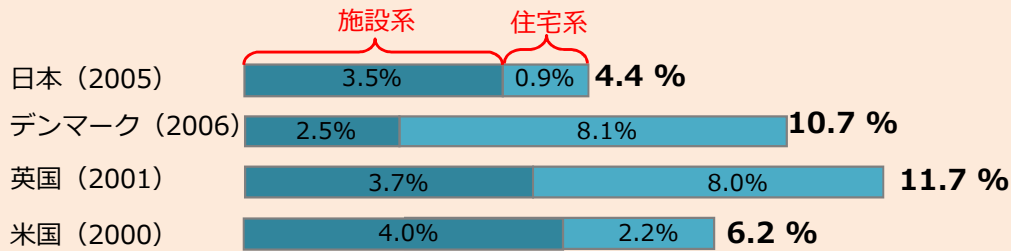
- ① 上乗せ措置のうち、高水準型については、延長する。
- ② 増加型の廃止に伴って、総額型の控除率について、試験研究費の増減に準じてメリハリがつく仕組みを導入する。
- ③ オープンイノベーション型の運用改善を行う。
- ④ 「試験研究」の定義中に、「サービス開発」を追加する。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税) (国交省と共同要望)

1. 現状

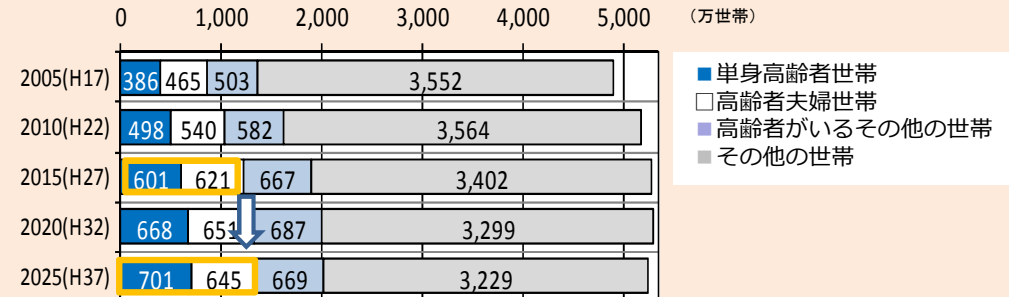
- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足している中、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加は今後も見込まれる状況。
- このため、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要。

全高齢者に対する介護施設・高齢者住宅の割合は諸外国より低い



資料：社会保障国民会議サービス保障（医療・介護・福祉）分科会(第8回)

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成25年1月推計）」及び総務省「平成17年国勢調査」をもとに、国土交通省作成

<参考> 政府計画における位置づけ

住生活基本計画 (H28.3.18閣議決定)

「ニッポン一億総活躍プラン」 (H28.6.2閣議決定)

日本再興戦略改訂2016 (H28.6.2閣議決定)

- 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において **介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現**
- まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じた **サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進**や「生涯活躍のまち」の形成
- 2020年代初頭までに介護基盤の整備拡大量：50万人分以上 (**サービス付き高齢者向け住宅約2万人分を含む**)
- **サービス付き高齢者向け住宅**や高齢者支援施設等の **整備を促進**
- **サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保の推進等**により、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり (スマートウェルネス住宅・シティ) を推進

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準



■ ハード

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）

■ サービス

- ・サービスの提供をすること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）

■ 契約内容

- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと等

※有料老人ホームも登録可

2. 要望内容

- 固定資産税：5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減
- 不動産取得税：家屋 課税標準から1,200万円控除 / 戸
土地 家屋の床面積の2倍に当たる土地面積相当分の価額等に税率を乗じて得た額を軽減
- 所得税・法人税：5年間 割増償却 14%（耐用年数35年未満10%）

現
行

要
望

適用期限の2年間延長
(平成31年3月31日まで)

1. 要望の背景

- I 企業年金等に関する税制の基本は、掛金拠出時：非課税、資産運用時：特別法人税による課税、給付時：課税（ただし、公的年金等控除・退職所得控除の対象）となっている。
- II 企業年金等の積立金に課税される特別法人税（※）は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中（平成28年度末が凍結期限）。

※ 特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方に基づき、積立金全体に対して1.173%の税が課される。

<課税対象となる積立金の状況>

- ・確定給付企業年金：約58兆円（平成27年度末）
- ・確定拠出年金：約11兆円（平成27年度末） 等

2. 要望内容

企業年金等（確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の普及を図るとともに、これらの健全な運営を確保するため、**これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。**

3. 要望の必要性

- 少子高齢化が進展し、老後生活が多様化している現在において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を支援する必要がある。
- 企業年金等に特別法人税が課税された場合、企業年金等の積立状況、財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に対して著しい影響があることから、企業年金等の普及の阻害要因となる。

※ 現在の特別法人税は、運用結果が赤字の場合にも課税される。

※ 確定拠出年金等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（第190回国会、参議院）においても、特別法人税の廃止について検討を行うこととされている。

心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長等 (不動産取得税、固定資産税、事業所税)

1. 要望内容

- 心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の**不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の2年間の延長等を行う。**

2. 現行制度

① 不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置 (不動産取得税、固定資産税)

要件

- ① 障害者雇用割合 (※1) が50%以上かつ20人 (※1) 以上障害者を雇用
- ② 「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」又は「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」を用いて事業用施設 (作業用に限る) を取得

減
税
特
例

不動産取得税

平成29年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設について、**当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。**

固定資産税

平成29年3月31日までの間に取得した事業用家屋 (取得から当初5年度分に限る) について、**課税標準となるべき価額の1/6に障害者雇用割合及び税率を乗じた額を減額。**

- ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。
- ※2 重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。

② 事業所税 (資産割) の課税標準の特例措置 (事業所税)

要件

- ① 障害者雇用割合 (※1) が50%以上かつ10人 (※2) 以上障害者を雇用
- ② 「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」又は「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」の支給に係る施設又は設備を取得

減
税
特
例

事業所税

課税標準となるべき事業所の床面積の算定について、**当該事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除する。** (恒久措置)

1. 現状

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設(取得価額100万円以上)を設置した場合に取得価額の6%の特別償却ができる。

＜主な対象設備:例＞

- (1) 研修施設(美容・すし等)
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備

2. 要望内容

生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく**共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成30年度末までの2年延長する。**

3. 要望の必要性

○ 生活衛生関係営業は国民生活と極めて密着し、かつ裾野の広い(全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%)、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など、多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。

○ 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調(▲24.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成28年1-3月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。

公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設

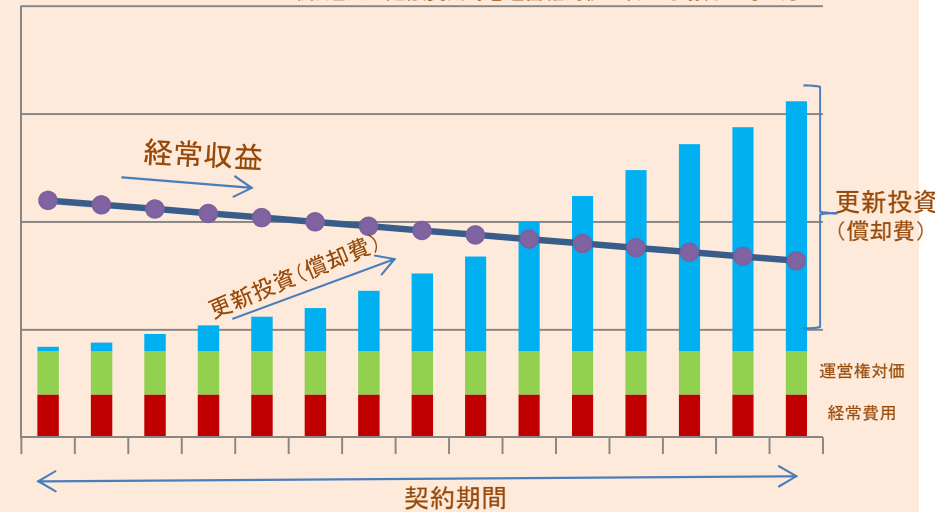
（法人税、法人住民税、事業税）（内閣府と共同要望）

1. 要望の背景

- 官民連携に関して、水道は、公共施設等運営権制度(コンセッション制度)を活用したPFI事業の重点分野となっている。
※ コンセッション制度：PFIの一類型で水道資産（施設）を自治体が所有し、自治体との契約により、民間事業者が水道事業の運営権を獲得する制度
- 一方で、コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業又は水道用水供給事業を実施する場合、契約期間の満了時までには負担する償却費（更新投資に係る費用）が事業期間後期に向けて逡増するため、事業期間後期に赤字経営となるという構造的な課題があることから、準備金の積立て及びその税制上の特例措置により、契約期間内の費用負担の平準化を図る必要がある。

〈参考図（運営権者の収支試算例）〉

※例）過去の建設費用等を運営権対価に含める場合の考え方



【日本再興戦略2016(平成28年6月2日 閣議決定)抄】

○2-3. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)

《KPI》「10年間(平成25年度～34年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」 ⇒2013年度～2014年度のPPP/PFIの事業規模は、2.4兆円(2016年3月時点の数値)

ii)成熟対応分野で講ずべき施策
(略)

➤ 水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討

2. 要望の内容

- 水道事業及び水道用水供給事業におけるコンセッション制度の活用促進を図るため、逡増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、**民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設する。**